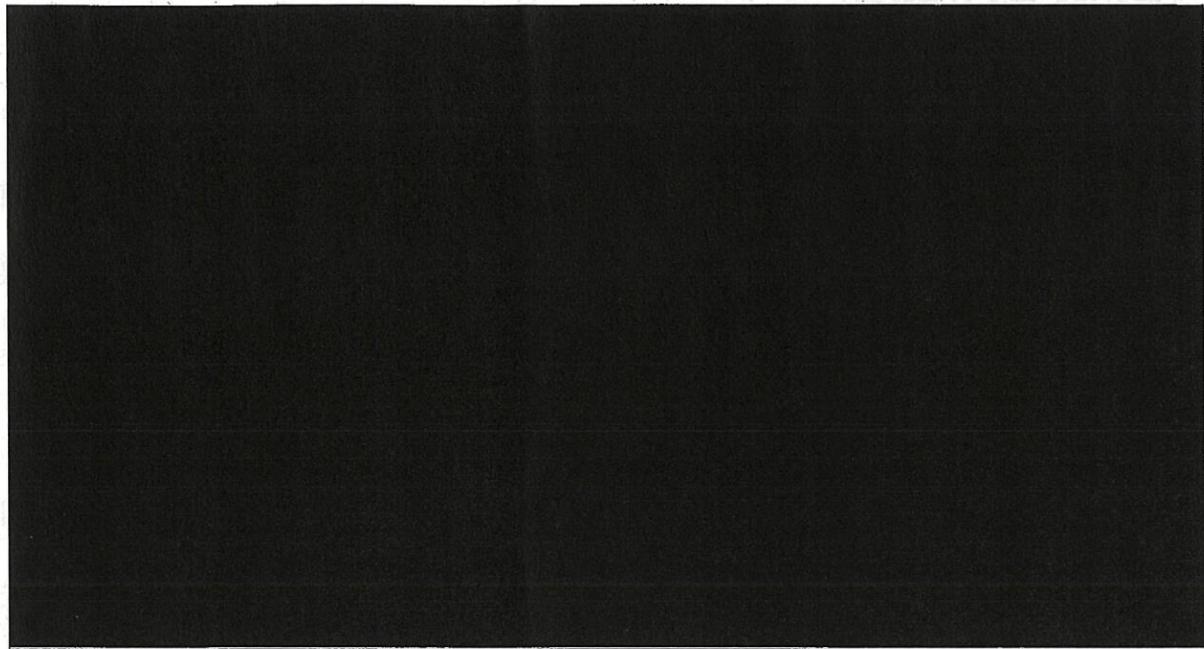


広場の比較及び関係法令

西側のロータリー（バス停3か所）と東側の本件事業の広場面積を視覚的に比較



土地区画整理事業

（定義）

- 第二条 この法律において「土地区画整理事業」とは、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、この法律で定めるところに従つて行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業をいう。
- 2 前項の事業の施行のため若しくはその事業の施行に係る土地の利用の促進のため必要な工作物その他の物件の設置、管理及び処分に関する事業又は埋立若しくは干拓に関する事業が前項の事業にあわせて行われる場合においては、これらの事業は、土地区画整理事業に含まれるものとする。
- 3 この法律において「施行者」とは、土地区画整理事業を施行する者をいう。
- 4 この法律において「施行地区」とは、土地区画整理事業を施行する土地の区域をいう。
- 5 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、広場、河川その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。
- 6 この法律において「宅地」とは、公共施設の用に供されている国又は地方公共団体の所有する土地以外の土地をいう。
- 7 この法律において「借地権」とは、借地借家法（平成三年法律第九十号）にいう借地権をいい、「借地」とは、借地権の目的となつている宅地をいう。
- 8 この法律において「施行区域」とは、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十二条第二項の規定により土地区画整理事業について都市計画に定められた施行区域をいう。

土地区画整理法施行令

(公共の用に供する施設等)

- 第五十八条 法第九十五条第一項第一号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。
- 一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるもの用に供する施設
 - 二 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項の規定により同法が適用される軌道及び同法第三十一条の規定により同法が準用される無軌条電車の用に供する施設
 - 三 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の規定により設置する飛行場及び航空保安施設で公共の用に供するもの
 - 四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）にいう港湾施設（公共施設を除く。）で港湾管理者又は国若しくは地方公共団体が設置するもの及び漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）にいう漁港施設（公共施設を除く。）で国、地方公共団体又は水産業協同組合が設置するもの
 - 五 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校及び同法第百三十四条第一項に規定する各種学校
 - 六 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十一条の規定により設置される公民館
 - 七 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）にいう図書館及び国が設置する図書館
 - 八 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）にいう博物館（同法第三十一条第二項に規定する指定施設を含む。）及び国が設置する博物館
 - 九 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）にいう中央卸売市場及び地方公共団体が設置する市場
 - 十 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）にいうと畜場及び化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）にいう死亡獣畜取扱場
 - 十一 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）にいう墓地及び火葬場
 - 十二 地方公共団体が設置する公衆便所、ごみ処理施設及びし尿消化そう
 - 十三 都市計画において定められた防火施設及び市町村が設置する消防施設
 - 十四 都道府県又は水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の規定による水防管理団体が設置する水防に必要な機械、器具及び資材を格納する施設
 - 十五 砂防法（明治三十年法律第二十九号）にいう砂防設備及び同法第三条の規定により同法が準用される砂防のための施設
 - 十六 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）による水道事業又は水道用水供給事業の用に供する水道、工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による工業用水道事業の用に供する工業用水道及び下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）にいう下水道
 - 十七 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）による公園事業により設置された施設（公共施設を除く。）
 - 十八 航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）にいう航路標識及び港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第五条第二項又は第三項の規定により港長がびよう地を指定する場合において港長が設置する船舶交通に関する信号施設
 - 十九 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）にいう基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者がその事業の用に供する無線通信施設
 - 二十 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）にいう一般自動車道及び同法にいう専用自動車道（同法にいう一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）にいう一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）

- 二十一 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）にいう路外駐車場
- 二十二 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項又は第二十五条の二第一項前段若しくは第二項前段の規定により農林水産大臣又は都道府県知事が指定した保安林
- 二十三 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設
- 2 法第九十五条第一項第二号に規定する政令で定める施設は、国、都道府県、市町村、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人地域医療機能推進機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、法律に基づき組織された共済組合若しくは共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条の規定により厚生労働大臣の定める者が設置する病院、診療所及び助産所並びに船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十三条第一項第六号に掲げる療養の給付（同項第五号に掲げるものを除く。）をするのに必要な施設とする。
- 3 法第九十五条第一項第三号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。
- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条に規定する救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供的施設
 - 一の二 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
 - 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）にいう児童福祉施設
 - 三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）にいう身体障害者社会参加支援施設で国、地方公共団体、社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの
 - 四 前各号に掲げる施設のほか、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）にいう社会福祉事業の施設で国、地方公共団体又は社会福祉法人が設置するもの
 - 五 国、地方公共団体、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第四十五条の認可を受けて宿泊型保護事業を営む者又は同法第四十七条の二の届出をして通所・訪問型保護事業若しくは地域連携・助成事業を営む者が、同法の規定により行う更生保護事業の用に供する施設
- 4 法第九十五条第一項第四号に規定する政令で定める施設は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する電気工作物及びガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）にいうガス工作物とする。
- 5 法第九十五条第一項第五号に規定する政令で定める施設は、庁舎、工場、倉庫、研究所、試験所、職員研修施設、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、留置施設、通信施設、気象観測所、水路観測所、検潮所、営舎、演習場、射撃場、飛行場、体育館、美術館、物品陳列所、公会堂、劇場、音楽堂、動物園、植物園及び職務上常駐を必要とする職員の詰所とする。
- 6 法第九十五条第一項第七号に規定する政令で定める特別の事情のある宅地は、次に掲げるものとする。
- 一 建築物その他の工作物で、構造上移転若しくは除却の著しく困難なもの又は学術上若しくは芸術上移転若しくは除却の適当でないものの存する宅地
 - 二 学術上又は宗教上特別の価値ある宅地

以上

審議会委員 各位

公文書の不開示により口頭意見陳述の内容の曖昧な部分にご配慮ください。

開示しない理由

(行政文書の開示義務)

第8条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(5) 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、
不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

※特定の者＝**不当に土地を奪い取る者たち**

反論

情報公開法に基づく国民主権の理念にのっとり

市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資するべきところ
隠蔽により不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与える若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

※特定の者＝**市民・国民（補助金）・地権者等**

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

以上

第三号様式（第三条第二項）



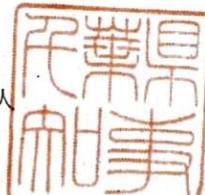
行政文書部分開示決定通知書

市整 第 128号

令和 6年 7月 8日

様

千葉県知事 熊谷 俊人



令和 6年 6月 27 日付けの開示請求について、千葉県情報公開条例第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり行政文書の一部を開示することを決定したので通知します。

行政文書の件名	別紙 1 のとおり	
開示しない部分及び開示しない理由	別紙 2 のとおり	
開示しない部分について、その理由が消滅する期日		
開示を実施する日時及び場所	日 時	
	場 所	
開示の実施の方法	別紙 1 のとおり	
担当課（所）	千葉県国土整備部市街地整備課市街地整備班 電話番号 (043) 223-3252	
備 考	(請求書の收受日 令和 6年 6月 27 日、決定日 令和 6年 7月 8 日) 受付 533番 希望により送付（総合窓口からの郵送の場合、交付及び郵送費用の案内文書が別途送付されます。）	

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、千葉県知事に対して審査請求することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して 6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴え提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して 6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6箇月以内に、処分の取消しの訴え提起することができます。

注

- 指定された開示の日時に来庁できないときは、あらかじめ担当課（所）へ具体的な開示希望日時を申し出てください。あなたの御都合がよく、かつ、担当課（所）の職員が対応可能な別の日時を改めて指定します。
- 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 「開示しない部分について、その理由が消滅する期日」は、開示請求のあつた行政文書を開示しない理由が消滅する期日等をあらかじめ明示することができる場合に記入しています。

この期日の記載がある場合で開示を希望するときは、同日以後に改めて開示請求してください。

別紙 1

[行政文書の件名]	開示しない部分 及び開示しない 理由の記号
1 松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業の事業計画において定める設計の概要の変更に係る事前協議について	ア

(開示の実施方法：写しの交付)

2 松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業の事業計画送付について	イ
---------------------------------------	---

(開示の実施方法：写しの交付)

別紙 2

開示しない部分
及び開示しない
理由の記号

[開示しない部分及び開示しない理由]

ア	千葉県情報公開条例第8条第5号該当 令和6年7月30日開催の第200回千葉県都市計画審議会の調査審議に該当する事項が記録されており、この情報により当審議会が外部からの働きかけなどを受け、審議に影響を受ける可能性があり、これらを公にすることにより不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。
---	--

[開示しない部分:事業計画変更（案）、変更理由書]

イ	千葉県情報公開条例第8条第5号該当 令和6年7月30日開催の第200回千葉県都市計画審議会の調査審議に該当する事項が記録されており、この情報により当審議会が外部からの働きかけなどを受け、審議に影響を受ける可能性があり、これらを公にすることにより不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。
---	--

[開示しない部分:事業計画変更（案）]

松街街第1080号
令和5年11月22日

千葉県県土整備部 都市整備局長 様

松戸都市計画事業 新松戸駅東側地区土地区画整理事業

施行者 松戸市

代表者 松戸市長 本郷谷 健次



松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業の事業計画において定める
設計の概要の変更に係る事前協議について

標記事業の事業計画において定める設計の概要の変更について、別添のとおり関係書類
を作成したので、あらかじめ協議します。

松街街第1137号
令和6年2月28日

千葉県知事 熊谷 俊人 殿

松戸市長 本郷谷 健次
(公印省略)

松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業の事業計画
送付について

標記事業の事業計画を変更するにあたり、これを下記のとおり公衆の縦覧に供したいので、土地区画整理法第55条第13項において準用する同条第1項の規定により、あらかじめ当該事業計画を別添のとおり送付します。

記

1 縦覧公告年月日
令和6年2月29日

2 縦覧期間
令和6年3月1日から令和6年3月14日まで

3 縦覧時間
午前8時30分より午後5時00分まで

4 縦覧場所
松戸市役所 街づくり部 街づくり課 区画整理担当室内